平成２８年（フ）第７４８号
広島県廿日市市玖島4673番地７
債務者　朝川　尚美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２７号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4721番地
債務者　内田　雅大
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４５号
宮崎市大字芳士800番地65　ウエストホーム203号、前住所宮崎市佐土原町西上那珂6919番地３
債務者　寺松　優子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市喜入中名町1000番地23（ラメール中名10号）
債務者　永山　浩司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市西伊敷６丁目25番２号（板敷ハイツ20Ｄ号）
債務者　福﨑　　仁
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目10番18号
債務者　山﨑　章二
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目38番11―32号
債務者　黒木　初美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８５号
福島市大森字赤沢43番地の１　菅野コーポ102号室、申立時の住所福島県伊達市保原町字京門38番地32
債務者　石島　重男
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９８号
石川県小松市串町東223番地１、従前の住所石川県小松市林町に20番地４
債務者　山澤　勇斗
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２４４号
兵庫県明石市小久保５丁目５番地の３　第二親和荘202号
債務者　久安　**賴**子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
兵庫県明石市宮の上２番15―1004号、前住所兵庫県明石市野々上３丁目13番地の１　西明石グリーンハイツ402号
債務者　夏山英智こと　曺　　英智
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺730番地　県住１棟303号
債務者　岡**﨑**砂耶歌
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
佐賀県唐津市鏡1945番地３　コーポラス梨果Ａ―105号
債務者　山下由里絵
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８３号
佐賀県唐津市八幡町734―381レフレス唐津２階２Ｃ号室、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町加唐島764番地１
債務者　宗　　宏昭
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県明石市魚住町錦が丘３丁目23―23ビュー長坂205号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目４番地の３　マーベル魚住402号
債務者　山居　育代
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
兵庫県明石市本町２丁目５番25号　レオグランデ明石407号、前住所兵庫県明石市二見町東二見198番地の１　リベール明石東二見Ⅰ202号
債務者　堀　　勝好
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係